

## 食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、食のみやこ鳥取県推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、「食のみやこ鳥取県」のイメージアップ、情報発信及び食文化の普及、農林水産加工品及び料理の商品開発、農林水産物及び農林水産加工品の販路拡大、県産品の利用促進並びに学校給食等への食材供給を推進し、消費者への県内産品の提供を図るとともに、農林水産業者の所得確保や元気な農林水産業者などの活動を助長することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から事業に伴う収入額を控除した額と、補助対象経費（仕入控除税額を除く）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額のどちらか低い額以下とする。

3 本補助金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所を有する者とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の10日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額及び補助事業間の経費流用を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合においては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同表第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

### (雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

**附 則**

この改正は、平成 20 年 4 月 11 日から施行し、平成 20 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 21 年 3 月 26 日から施行し、平成 21 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 21 年 6 月 29 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、平成 22 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 23 年 3 月 11 日から施行し、平成 23 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 3 月 23 日から施行し、平成 24 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 3 月 24 日から施行し、平成 26 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、平成 26 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 3 月 26 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 10 月 9 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 28 年 3 月 29 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 30 年 3 月 23 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

**附 則**

この改正は、平成 31 年 3 月 19 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

別 表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主 体	3 補助対象 経 費	4 補助率
<p>「食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業」            (社)鳥取県栄養士会が、会員を対象に、鳥取の伝統料理・郷土料理及び旬の料理の普及・伝承を行い、病院、社会福祉施設及び学校等での県産食材の利用促進を図るための次の事業</p> <p>1 鳥取の伝統料理及び郷土料理の講習会の開催            2 旬の県産食材を使用した料理開発            3 その他目的達成に必要な事業</p>	(社)鳥取県栄養士会	講師又はアドバイザー謝礼及び旅費、食材費、会場借上料、印刷製本費、消耗品費等	定額
<p>「食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業」            鳥取県日本調理技能士会及び(社)鳥取県調理師連合会が、自治会、職場及び学校等を対象に県産食材を多面的に利用した料理の普及を行い家庭での県産食材の利用促進を図るための次の事業</p> <p>1 調理講習会の開催            2 調理講習会の講師及び受講生による「食のみやこフェスタ」等での発表会            3 その他目的達成に必要な事業</p>	鳥取県日本調理技能士会、(社)鳥取県調理師連合会	講師謝礼及び旅費、発表会参加者報償費及び旅費、食材費、会場借上料、印刷製本費、消耗品費等	定額
<p>「とっとりバーガーフェスタ支援事業」            地元食材を活用したご当地バーガーによって鳥取県の食の豊かさを広く情報発信する「とっとりバーガーフェスタ」の実施</p>	とっとりバーガーフェスタ実行委員会	謝礼、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、借上料等	定額
<p>「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業</p>	鳥取県ふるさと認証食品の商品力を向上するための当該商品に係るパッケージデザイン及びしおりの改良(ただし、過去に類似の事業を活用した商品に係る改良を除く。また、改良するパッケージ及びしおりはその図案に鳥取県ふるさと認証食品の認証マークを含んだものとする。)	鳥取県ふるさと認証食品事業者(従業員数が21人以上の事業者を除く。)	商品パッケージ・出荷資材版下作成経費、ロゴマーク入りシール作成経費  (1事業者につき、事業年度や商品数にかかわらず、補助金額の合計150千円を限度として補助する。)
	「食のみやこ鳥取県」推進サポートナーに登録された事業者等による商品パッケージ等への「食のみやこ鳥取県」ロゴマークの印刷・貼付	「食のみやこ鳥取県」推進サポートナーに登録された事業者等	
	「とっとり県产品」に登録された事業者等による商品パッケージ等への「鳥取物がたり」ロゴマークの印刷・貼付	「とっとり県产品」登録事業者	

1 補助事業	2 事業実施 主 体	3 補助対象 経 費	4 補助率
<p>「とっとりオリジナル加工品づくり支援事業」 地元農林水産物を使用した加工品(若しくは伝統的な加工食品)のブランド化を図るための次の事業</p> <p>1 地元農林水産物を使用した新商品の開発 (若しくは地域に古くから伝わる伝統的な加工食品に係る新商品の開発)</p> <p>2 成功事例の視察研修の実施</p> <p>3 消費者を対象としたモニタリングの実施</p> <p>4 県内量販店等での試食・販売PRの実施</p> <p>5 その他目的達成に必要な事項 (1事業者につき各事業年度150千円を限度として補助し、3事業年度を限度として補助する。)</p>	農産加工グループ、農業法人、ジビエ振興に取り組む任意団体等、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(従業員数が21人以上の事業者を除く。)	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、会場借上料、試食品代金、パッケージデザイン版下作成費、PR資材作成費等	1/2
<p>「とっとりオリジナルメニューづくり支援事業」 地元食材を使用した料理の商品化を推進するための次の事業(なお、1、3及び4は必ず実施するものとする。)</p> <p>1 主として県産農林水産物又は県産ジビエを使用した料理の開発</p> <p>2 成功事例の視察研修の実施</p> <p>3 消費者を対象としたモニタリングの実施</p> <p>4 マスコミへの開発した料理についての資料の提供</p> <p>5 開発した料理のPR</p> <p>6 その他目的達成に必要な事業 (1事業者につき各事業年度250千円を限度として補助し、3事業年度を限度として補助する。)</p>	農村レストラン、ホテル、旅館、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を含む。	試作材料費、旅費、食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等	1/2
<p>「学校給食等食材供給システム化促進事業」 本県の農林水産物の学校給食等への供給体制を整備するための次の事業(なお、1は必ず実施するものとする。)</p> <p>1 事業推進計画の策定、供給組織の代表者、学校等受給施設、市町村、県等の関係者で構成する推進会議の開催</p> <p>2 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動</p> <p>3 供給可能な農産物の実証圃の設置</p> <p>4 学校給食等への運搬体制の整備</p> <p>5 県内の先進事例調査</p> <p>6 農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討</p> <p>7 農協、他市町村との連携による広域的供給体制の整備</p> <p>8 その他目的達成に必要な事業 (1市町村等につき各事業年度150千円を限度として補助し、原則、3事業年度を限度として補助する。)</p>	市町村(学校給食等の供給体制が旧市町村単位の場合は旧市町村単位とする。)、農業法人、生産者グループ、食のみやこ鳥取県推進サポーター、私立幼稚園設置者、私立保育所設置者	旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成、PR用資材等	1/2
<p>「県産魚ブランド発信事業」 県産魚のブランド向上を図り、消費拡大を促進するための次の事業</p> <p>1 漁業体験ツアーや開催</p> <p>2 水産関係イベントの開催</p> <p>3 生産者等による県外量販店、イベント等における試食宣伝の実施</p> <p>4 その他県産魚の消費拡大に向けたPRの実施</p>	鳥取県産魚PR推進協議会	PR資材作成費、広告料、試食品代金、謝金、旅費、運搬費、事務費等	1/2

1 補助事業	2 事業実施 主 体	3 補助対象 経 費	4 補助率
<p>「県産牛肉販売強化支援事業」 県産牛肉販売拡大のためのPRに係る次の事業</p> <p>1 畜産物関係イベント及び量販店等での畜産物関係イベント等、県産牛肉試食宣伝PRグッズ配布等のキャンペーンの実施</p> <p>2 その他目的達成に必要な事業</p>	鳥取県牛肉販売協議会	PR資材作成費、試食品代金、会場借上料、広告料等	1/2

※ 補助事業実施に係る委託については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

○○年度食のみやこ鳥取県推進事業計画（報告）書  
— ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 事業 関 係 —

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内 容	補助対象 経 費 (算定基準額) A+B+C	負 担 区 分		
			県 (A)	市町村 (B)	その他 (C)
			円	円	円
合計					

(注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を添付すること。（ただし、「ごはんを食べよう学校給食支援事業」を除く。）

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。



4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度食のみやこ鳥取県推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村補助・負担金					
その他補助・負担金					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。

また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

番号  
年月

○○○○ 様

職名印

### ○○年度食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付決定通知書

○○年○○月○○日付第○○号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった食のみやこ鳥取県推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

#### 記

##### 1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・とする。

##### 2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

##### 3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・円とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

##### 4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱（平成20年4月11日付第200800004497号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

##### 5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事

様

所在 地

名 称

代表者名

(印)

年度仕入控除税額確定報告書

食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$  の場合）

1の(1)

(3 - 2) ×————— 金 円

1の(2)

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。